

## 別海町告示第286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和3・4年度に別海町が発注する建設工事、設計等、物品の購入、役務の提供等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を公示する。

令和2年12月9日

別海町長 曾根興三

### 1 資格の種類

別海町が発注する建設工事、設計等、物品の購入、役務の提供等の参加資格の対象となる業種は、別表に掲げるとおりとする。

### 2 共通的資格要件（欠格要件）

次のいずれかに該当する者は、資格の種類に関係なく、競争入札の参加資格審査申請をすることができないものとする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 契約に関して不正行為をし、競争入札への参加を排除されている者
- (3) 税（町税・都道府県税・国税）を滞納している者
- (4) 別海町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者。

### 3 資格審査基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、「建設工事」、「設計等」、「物品・役務」のいずれも令和3年1月1日とする。

### 4 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は次のとおりとする。

#### (1) 建設工事の資格要件

ア 次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当すること。

（ア）審査基準日において、別表に掲げるそれぞれの資格に対応する建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可）を有している者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

（イ）（ア）に規定するそれぞれの資格に対応する建設業の許可について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、総合評定値（P点）の通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和元年9月2日以降のものであって、資格審査の申請をする日の直前に受けたものであること。

(ウ) (イ) の経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。

(エ) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の全てにおいて、加入又は適用除外であること。

なお、健康保険等の加入状況の確認方法については、提出書類となる総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の「その他の審査項目（社会性等）」欄により確認することとし、加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、資格審査の申請を受け付ける。

ただし、いずれかが「無」となっている場合においても、経営事項審査を受けた後に当該保険に加入した場合等については、事実を証明する書類の提出により資格審査の申請を受け付ける。

#### イ 建設工事の資格格付審査

工事の種類に応じ、次の（ア）及び（イ）の事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案し、（ウ）の表に掲げる工事予定価格に対応する等級に格付されるものとする。

##### （ア）客観的審査事項

建設業法第27条の23に規定する項目及び基準に基づき、経営事項審査の結果通知書により評定する。

##### （イ）主観的審査事項

町が実施した種類別工事施工成績（前年及び前々年分）により評定する。

##### （ウ）工事予定価格に応ずる等級区分

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部 工 事	建築工事	電気工事	管工事
A	5,000万円以上 (3,000万円以上)	2,000万円 以上	1,500万円 以上	5,000万円 以上	1,000万円 以上	1,000万円 以上
B	5,000万円未満 (3,000円未満)  2,000万円以上 (1,000万円以上)	2,000万円 未満	1,500万円 未満	5,000万円 未満  2,500万円 以上	1,000万円 未満  200万円 以上	1,000万円 未満  300万円 以上
C	2,000万円未満 (1,000万円未満)			2,500万円 未満	200万円 未満	300万円 未満

※一般土木工事の（ ）内の価格は水道施設工事に対応する工事予定価格である。

#### （2）設計等の資格要件

ア 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

（ア）審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

（イ）審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。

（ウ）個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

イ 測量の資格における要件

アのいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けたものであること。

ウ 建築物設計の資格における要件

アのいずれにも該当し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所若しくは二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。

エ 土木施設設計の資格における要件

アのいずれにも該当し、かつ、地質調査、技術資料の作成、計量証明、各種コンサルティング業務に係るものにあつては、当該申請に係る登録を受けているもので、国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書の写しを提出できるものであること。

(3) 物品・役務の資格要件

審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいて、直前2年間に申請を希望する業種の売上高を有していること。

(4) 協同組合等の資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のア又はイのいずれかに該当するときは、4に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア 経済産業省が発行する官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

5 申請時期及び申請方法

申請の受付期間及びその方法は次のとおりとする。

(1) 受付期間

ア 令和3年1月12日（火）から令和3年2月5日（金）までとする。

イ 共同企業体に係る申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとする。

ウ 町長が特に必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

(2) 申請方法

郵送又は持参により別海町役場総務部財政課へ提出すること。（84円切手を貼付した返信用封筒を添付）

6 申請書様式等

資格審査申請書の様式については、「建設工事部門」及び「設計等部門」は一般社団法人北海道土木協会発行の市町村統一様式を用いることとし、「物品・役務部

門」は別海町独自様式を用いる。

なお、別海町独自様式の入手方法は、次のいずれかとする。

- (1) 別海町ホームページからダウンロードして入手する。
- (2) 郵送により受け取る。(A4版サイズの返信用封筒と切手140円分を同封)
- (3) 別海町役場総務部財政課窓口で受け取る。
- (4) その他、共同企業体の申請用紙は、北海道様式に準ずるものとする。

#### 7 申請書の送付先及び提出先

申請書の提出先は、提出方法により次のとおりとする。

##### (1) 郵送の場合

宛先 〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地  
別海町役場 総務部 財政課 契約管財担当

##### (2) 持参の場合

提出場所 別海町役場(2階 財政課)

#### 8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。  
ただし、経常共同企業体の有効期間は別に定める。

#### 9 参加資格の喪失

競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は失うこととなる。

- (1) 2に定めるものとなったとき。
- (2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (3) その他、4に定める資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

#### 10 参加資格審査の再審査

競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、再度資格審査の申請をするものとし、資格審査の再審査の申請は、総務部財政課契約管財担当に提出するものとする。

- (1) 競争入札参加資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡により移転されたとき。
- (2) 競争入札参加資格者である共同企業体の構成員の事業又は営業が相続、合併、譲渡により移転されたとき。
- (3) 競争入札参加者が、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 中小企業等共同組合(企業組合を除く。)である競争入札参加資格者がその構成員(競争入札参加資格者である組合員に限る。)を変更したとき。
- (5) 企業組合である競争入札参加資格者又は共同組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更したとき。

## 11 競争入札参加資格審査変更

次のいずれかに該当するときは、申請内容の変更の届出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 受任者に変更があったとき。
- (5) 所在地（本店・支店・営業所等）に変更があったとき。
- (6) 電話番号（本店・支店・営業所等）に変更があったとき。
- (7) 北海道内の技術者に変更があったとき。
- (8) 許可及びその他の登録等に関する事項に変更があったとき。（新たに経営事項審査結果通知を受けた場合などは、変更届の提出は不要とする。）
- (9) 資本金に変更があったとき。

## 12 変更届の様式等

変更届の様式等は次のとおりとする。

- (1) 変更の届出は、競争入札参加資格関係事項変更届を作成し、変更事項によってその事実を証する書類を添付して、資格の種類ごとに提出する。
- (2) 競争入札参加資格関係事項変更届の様式は、「建設工事部門」及び「設計等部門」の変更は一般社団法人北海道土木協会発行の市町村統一様式を用いることとし、「物品・役務」の変更については別海町独自様式を用いること。

## 13 委任状について

委任状については、本店の代表者が、支店又は営業所の代表者等に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を委任する場合は委任状を提出すること。

委任状の有効期間は令和3年度と令和4年度の2年（度）間（令和3年4月1日から令和5年3月31日）まで有効とする。

なお、委任者又は受任者が変更となった場合は、変更届と併せて、改めて委任状を提出しなければならない。

別表（1、4 関係）

各部門別業種区分・種別表

1 建設工事部門

資格の種別	左の資格に対応する建設業の許可
一般土木工事	土木工事業・とび、土工工事業・石工事業・しゅんせつ工事業・水道施設工事業・解体工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業・大工工事業・左官工事業・とび、土工工事業・石工事業・タイル、れんが、ブロック工事業・鋼構造物工事業・防水工事業・内装仕上工事業・建具工事業・清掃施設工事業・屋根工事業・板金工事業・ガラス工事業・鉄筋工事業・解体工事業
電気工事	電気工事業・消防施設工事業・電気通信工事業
管工事	管工事業・水道施設工事業・清掃施設工事業・さく井工事業・消防施設工事業・熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
造園工事	造園工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業

2 設計等部門

資格の種別	左の資格に必要な登録等
測量	測量法第 55 条の規定に基づく登録。 なお、営業所等に委任する場合は、測量法第 55 条の 13 に規定する資格を有しており、かつ、測量法第 55 条の 3 第 6 号の規定に基づく誓約書を有していること。
地質調査	地質調査業者登録規程第 5 条の規定に基づく登録。 なお、地質調査現況報告書を有していること。
土木設計	建設コンサルタント登録規程第 5 条の規定に基づく登録。 なお、建設コンサルタント現況報告書を有していること。
建築設計	建築士法に基づく建築士事務所の登録。 なお、営業所等に委任する場合は、委任先が建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく登録証明書を有していること。
技術資料作成	計量法第 107 条の規定に基づく登録。
道路清掃	道路清掃は、物品・役務部門での登録となります。

### 3 物品・役務部門

部門	種 別	主 な 内 容	
産 業 部 門	1	土木建設機械器具	油圧ショベル・ブルドーザ等
	2	農林業用機械器具	トラクター・刈払機等
	3	設備・電気・通信機器及び資材	冷暖房・厨房設備機器等、電気機器等
	4	精密機械・工作機械器具	計量器・測定器・旋盤・研削盤等
	5	水道用資材	給水メーター器等
	6	農業用種苗・薬品・資材	種苗・飼料・肥料・農薬等
	7	原材料類	原木材・セメント・コンクリート・砂等
	8	建材・塗料類	建具・内装材・外装材・塗料等
	9	工業薬品・火薬類	毒劇物・火薬類等
	10	その他	1 から 9 にあてはまらないもの
医 療 部 門	11	医療機器（用品）	一般・管理・高度管理医療機器等
	12	医薬品	医療用医薬品・一般用医薬品・動物用医薬品等
	13	その他	11 から 12 にあてはまらないもの （ユニホームは繊維部門 38）
教 育 研 究 部 門	14	教材用各種用品	視聴覚機器・模型・標本等
	15	図書及び定期刊行物	書籍・雑誌・追録等
	16	楽器	各種楽器
	17	理化学機器・資材	光学機器・実験機器・分析機器等
	18	体育・保育用品	体育機器・遊具・机・イス等
	19	その他	14 から 18 にあてはまらないもの
事 務 部 門	20	事務用・OA・情報処理機器	複写機・印刷機・パソコン・事務用電気製品等
	21	家具・調度品	木製・鋼製家具・カーテン・絨毯等
	22	文房具・用紙類	文房具・コピー用紙等
	23	印章	作製印鑑、ゴム印等
	24	写真類	デジタルカメラ・写真用品等
	25	その他	20 から 24 にあてはまらないもの
印 刷 部 門	26	オフセット印刷	各種帳票等印刷
	27	地図印刷	各種地図印刷
	28	複写類・製本	各種複写・製本等
	29	その他	26 から 28 にあてはまらないもの

車 両 部 門	30	自動車	乗用車・二輪自動車等
	31	特殊車両・その他自転車等	バス・塵芥収集車・消防車・自転車・リヤカー等
	32	車両部品	タイヤ・ワイパー等部品販売
	33	車両検査・修繕	車検・タイヤパンク修理等
	34	その他	30 から 33 にあてはまらないもの
燃 料 部 門	35	石油製品	ガソリン・灯油等
	36	加工燃料	LP ガス等
	37	その他	35 から 36 にあてはまらないもの
織 維 部 門	38	寝具・被服類	ふとん・作業着・制服等 例 医療施設等のユニホーム
	39	その他（一般繊維皮革類等）	38 にあてはまらないもの
雑 部 門	40	保安・消防器材	標識類・消防用品・防災用品等
	41	記章・看板・旗・のぼり類	メダル・看板・旗・のぼり等
	42	時計・貴金属類	時計・貴金属類
	43	食料品類	生鮮食品・加工食品等
	44	ビニール加工品	指定ごみ袋、ごみ袋等
	45	金物・陶磁器類	厨具・ガラス製品等
	46	日用雑貨	衛生用品・洗剤・家庭日用品・乾電池等
	47	その他	40 から 46 にあてはまらないもの
役 務 ・ そ の 他 部 門	48	情報処理業務	電算システム等の開発・保守・維持等
	49	施設・設備の保守点検業務	電気通信設備・機械設備・施設等の保守点検業務
	50	施設・設備の管理運営業務	施設・設備の維持管理業務等
	51	清掃・警備業務	清掃全般・機械警備・常駐警備等
	52	各種コンサルティング業務	計画・策定・市場調査等
	53	各種調査・検査・測定業務	水質・土壌・環境・臨床等
	54	各種健診業務	がん検診・ドック等
	55	廃棄物処理・収集運搬・解体撤去業務	産業(一般)廃棄物・建物等解体撤去
	56	道路維持・補修・除雪・運送業務	道路維持補修業務・除排雪業務・旅客運送業務・道路清掃
	57	リース・レンタル業務	複写機・車両・パソコン等
	58	買受業務	古物・鉄くず・木等
	59	電力	電力供給等
	60	その他	48 から 59 にあてはまらないもの (給水メーター器満期取替業務、保育業務等を含む)